

ふなばしパートナーシップ宣誓制度の 拡充に向けた取り組み

令和5年4月 ファミリーシップの宣誓を受付開始

令和5年4月1日から、パートナーシップの関係にあるお二人に未成年の子がいる場合、子を含む社会生活関係を尊重するため、「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」にファミリーシップを加えた宣誓の受付を開始しました。(宣誓証明書等に子の氏名・生年月日を併記することができます)

パートナーシップ宣誓証明カード

<p>パートナーシップ宣誓証明カード 第〇〇号</p> <p>船橋市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。</p> <p>宣誓日 令和5年5月18日 交付日 令和5年5月25日</p> <p>氏名 船橋 さざんか 氏名 湊 向日葵</p> <p>住所 千葉県船橋市 住所 千葉県習志野市 (区) 町村湊町〇-〇</p> <p>平成2年5月1日生 昭和63年10月2日生</p> <p>船橋市長 〇〇 〇〇</p>	<p>この宣誓書の提出を受けた方へ</p> <p>船橋市は、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指す」ことを目指しています。市長や議員の皆様には、このパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>戸籍上の氏名(苗字名を使用している場合) (父姓)・(母姓) 子(氏名)・(戸籍上の氏名) 湊 向日葵・湊 次郎</p> <p>子の氏名 船橋 半 (令和3年1月11日生)</p> <p>船橋市 〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>郵政特約局(自由郵便) 〒147-0001 船橋市 〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>【交付】 船橋市市民生活部市民協働課 047-436-2107</p>
--	---

ふなばしパートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指して令和3年12月に開始しました。さまざまな理由から生きづらさを感じているパートナー同士がいる中で、全ての人と同じように暮らしていけるように互いの関係性を市に宣誓し、市が宣誓を証明する制度です。

宣誓には下記の要件を満たす必要があります。

詳しい宣誓の方法は市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。

【要件】

- ・成年に達していること
- ・市民であること、又は転入を予定していること(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません)
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

※同性カップルの性的少数者の方など、パートナー関係を持ち、共同生活を営むお二人であれば性別は問いません。



船橋市 パートナーシップ 検索

宣誓で利用可能になるサービス(令和5年9月1日時点) ※最新情報は市ホームページをご覧ください

①パートナーシップ宣誓証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

制度・サービス名など	問い合わせ先	問い合わせ先
市営住宅の申込	船橋市営住宅管理センター	047-436-2040
船橋市親世帯・子育て世帯 近居同居支援事業の申請	住宅政策課	047-436-2712
入院診療等の説明と同意	船橋市立医療センター医事課	047-438-3321
ケアハウス市立船橋長寿園の申込	ケアハウス市立船橋長寿園	047-461-9994
り災証明書の申請(火災による) ※委任状が不要となります	消防局予防課	047-435-8651

②ファミリーシップ証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

制度・サービス名など	問い合わせ先	問い合わせ先
市営住宅の申込	船橋市営住宅管理センター	047-436-2040
入院診療等の説明と同意	船橋市立医療センター医事課	047-438-3321
体育施設利用料金の還付手続き ※証明書を提示したパートナーも保護者として代理申請を行うことができます	生涯スポーツ課	047-436-2910

制度利用者の負担軽減のため パートナーシップ・ファミリーシップ制度の都市間連携協定を締結

パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している自治体間で、制度利用者が転入・転出する場合の手続きを簡素化し負担軽減を図るため、都市間連携協定を締結しています。

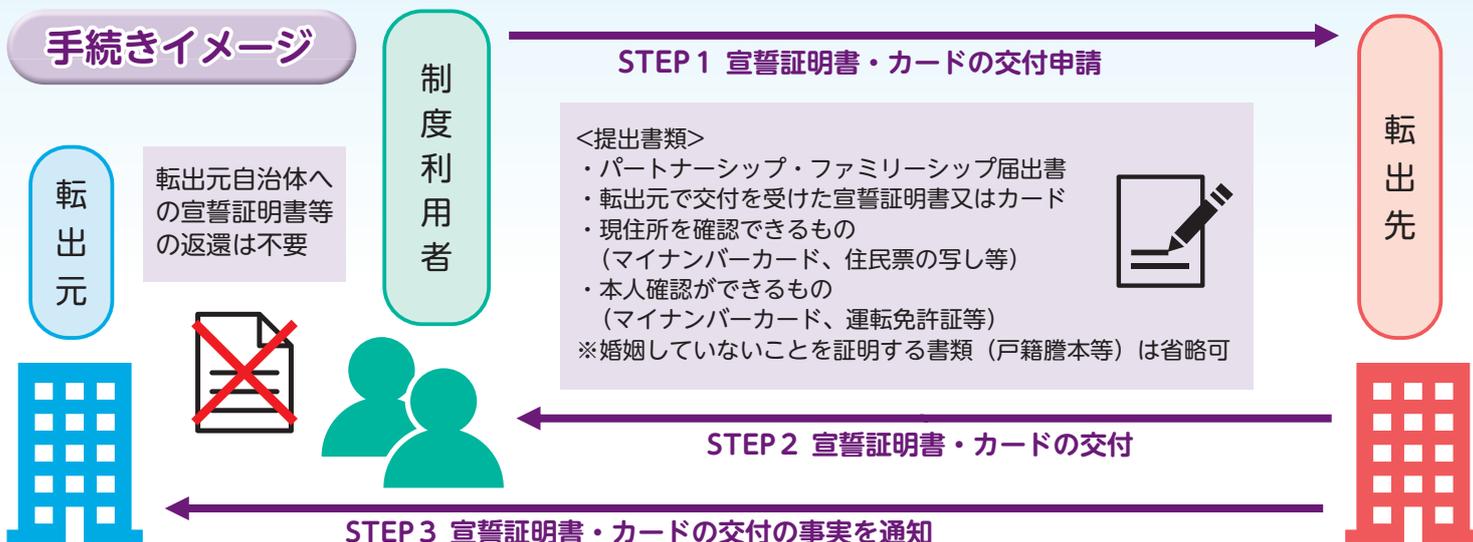
協定を締結している自治体に転居する場合は、転出先の自治体への手続きのみを行い、転出元の自治体への手続きは不要となります。加えて、転出先の自治体へ婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本等）の提出を省略することができます。

手続きの詳細、最新の締結状況については
市ホームページ（右記二次元コード）を
ご覧ください。



船橋市 パートナーシップ 都市間連携 **検索**

手続きイメージ



事業者・市民の方へ

この制度は、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、市民や事業者、関係団体と連携して、宣誓した方々のパートナーシップ・ファミリーシップの関係を尊重していくことが必要となります。制度の推進にご協力をお願いいたします。

企業等における、ふなばしパートナーシップ宣誓制度の活用例

顧客向け

- 生命保険の受取人指定 ・携帯電話の家族割などの適用 ・賃貸契約における理解
- クレジットカードの家族カード作成 ・病院での付添いや同意で家族に近い扱いが得られやすくなる

従業員向け

- 家族で利用可能な会社の福利厚生の利用

お問い合わせ先

船橋市市民生活部市民協働課男女共同参画係 〒 273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL:047-436-2107 FAX:047-436-2299 Mail:danjo@city.funabashi.lg.jp